

L-カルニチンの飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

L-カルニチンは、生体に必須な常在成分として、ヒトをはじめとするあらゆる動物に存在する。生命活動に必須の微量成分である。既に食品として認められており、国内をはじめ欧米でも広く使用されているほか、飼料添加物、サプリメント等としても欧米等で家畜等に使用されている。

今般、L-カルニチンについて、事業者から飼料添加物として、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給の効果が認められたとして資料が提出された。

これを受けて、平成25年9月13日、農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会において審議した結果、当該物質については、飼料添加物としての安全性及び有効性が認められるとの審議結果を得たところである。

2. 指定等の検討方向

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「飼料安全法」という。）に基づき、L-カルニチンを飼料添加物として指定するとともに、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する省令において製造用原体及び製剤の成分規格及び基準を設定する。また成分規格等省令を改正し、並びに飼料の基準・規格を設定する。

なお、飼料添加物の用途は飼料の栄養成分その他の有効成分の補給（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第1条第2号の区分）とし、繁殖雌豚を対象とする飼料に用いるものとする。

3. 食品健康影響評価

農林水産大臣は、飼料添加物を指定又は取消し、その基準及び規格を設定又は改正する場合には、飼料安全法第2条第3項及び第3条第2項に基づき、農業資材審議会の意見を聴くことになっている。これに加え、食品安全基本法第24条第1項第5号に基づき食品安全委員会の意見を聴くとともに、飼料安全法第59条第1項により、公衆衛生の見地から厚生労働大臣の意見を聴くこととされている。このことから今回、食品健康影響評価の依頼及び厚生労働大臣への意見聴取を行うものである。

4. 今後の予定

食品安全委員会から当該物質の指定等に係る食品健康影響評価の結果及び厚生労働大臣への意見聴取に対する回答を受けた後、それを踏まえて農業資材審議会飼料分科会の答申を得る。その後、パブリックコメント等により一定期間意見の公募を行った上で、省令及び告示の改正を行う。

L-カルニチンは、肝臓を中心に必須アミノ酸のメチオニンとタンパク結合性のリジン为原料基質として生合成される。その作用は、長鎖脂肪酸をエネルギー源としてミトコンドリアのマトリックス内に運搬することであり、その結果、 β 酸化を経て、エネルギー（ATP）が産生される。

L-カルニチンの繁殖豚（妊娠期）への給与を通じて、出生児の出生時体重の増加及び授乳期の増体が期待できる。